

伊豆の国市では「犯罪被害者等支援条例」に基づき 犯罪被害に遭われた方の支援に取り組んでいます

犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現のため、次のような支援があります。

● 総合的な支援窓口

犯罪被害者が直面している問題に対して総合的な相談に応じ、必要な情報提供を行います。市や関係機関による支援のご案内や関係機関におつなぎします。

福祉相談センター
0558-76-8004
市役所大仁庁舎

● 見舞金の支給※支給には要件があります。詳しくはお問い合わせください。

被害者が死亡または全治1ヶ月以上の負傷傷病を負った場合に見舞金を支給します。(遺族見舞金:30万円、重疾病見舞金:10万円)

社会福祉課
0558-76-8036
市役所大仁庁舎

● 経済的な支援

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、年金を受給しないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合や寡婦年金を選択しない場合に支給される死亡一時金の手続きを案内します。

国保年金課
055-948-2905
市役所伊豆長岡庁舎

遺族基礎年金

厚生年金に加入したことがなく、国民年金のみに加入していた人が死亡した場合に、その死亡した人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子ども」に支給される遺族基礎年金の手続きを案内します。ただし、受給には保険料の納付要件を満たしている必要があります。

国保年金課
055-948-2905
市役所伊豆長岡庁舎

寡婦年金

厚生年金に加入したことがなく、第1号被保険者として国民年金のみに加入していた夫が老齢基礎年金の受給資格を満たし、年金を受給しないまま死亡したとき、夫によって生計を維持され、かつ10年以上の婚姻期間があった妻に、60歳から65歳になるまでの間支給される寡婦年金の手続きを案内します。

国保年金課
055-948-2905
市役所伊豆長岡庁舎

障害基礎年金

障害の原因となった病気やけがの初診日が国民年金加入中、あるいは20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間である場合で、一定以上の障害が残った場合に支給される障害基礎年金の手続きを案内します。ただし、受給には保険料の納付要件を満たしている必要があります。(初診日が20歳前の場合の納付要件はなし)

国保年金課
055-948-2905
市役所伊豆長岡庁舎

特別障害者手当

著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

障がい福祉課
0558-76-8007
市役所大仁庁舎

生活保護法に基づく生活保護／生活困窮者の自立支援の相談

生活保護制度は、失業、健康状態、高齢化などの理由で経済的に困窮する人に必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とするものです。制度の詳細や生活の困りごと、申請方法などご相談ください。生活困窮者の自立支援に対する相談にも応じます。

社会福祉課
0558-76-8036
市役所大仁庁舎

児童手当

中学校修了前の児童を養育している方に、一定額を支給します。6月・10月・2月に4か月分を支給します。

こども家庭課
0558-76-8008
市役所大仁庁舎

児童扶養手当

18歳の年度末までの子(20歳未満の障害を有する児童含む)を養育するひとり親等に対して一定額を支給します。所得制限あり、奇数月に2ヶ月分支給。児童数や所得によって支給額が異なります。

こども家庭課
0558-76-8008
市役所大仁庁舎

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

静岡県では、母子家庭・父子家庭や寡婦の人の自立の援助や児童の福祉増進のため、無利子または低利子で資金の貸付を行っています。貸付にあたっては審査があり、県が貸付を決定します。市では、この貸付についての相談や申請の受付を行っています。修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金等。

こども家庭課
0558-76-8008
市役所大仁庁舎

後期高齢者医療保険料の納付相談及び国民年金保険料の免除

犯罪被害により納付が困難になった犯罪被害者等に対し、後期高齢者医療保険料の納付相談及び国民年金保険料の免除の説明と手続きを案内します。

国保年金課
055-948-2905
市役所伊豆長岡庁舎

納税相談

市税を納期限までに納税できない事情のある方は、早めにご相談ください。

税務課
055-948-2912
市役所伊豆長岡庁舎

● 医療に関する支援

自立支援医療費支給制度

精神通院医療(精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方)、育成医療(身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童)、更生医療(身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる費用の自己負担が原則として1割になります。(所得状況により自己負担上限額が設定されます。)

障がい福祉課
0558-76-8007
市役所大仁庁舎

こども医療費助成

18歳年度末までの子どもが医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

こども家庭課
0558-76-8008
市役所大仁庁舎

ひとり親家庭等医療費助成

犯罪被害により、ひとり親家庭等になった場合、20歳までの子や養育している方は、保険診療にかかった医療費の自己負担額の助成を受けることができます。所得税非課税世帯が対象となります。

こども家庭課
0558-76-8008
市役所大仁庁舎

療養費支給制度

国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者が、医師の指示によりコルセットなどの治療用装具を作成した時や急病などでやむを得ず保険証を提示せずに治療を受けた時など、一旦全額自己負担した療養費の保険適用分を申請し、審査で認められると、一部負担金相当額を除いた金額の払い戻しを受けることができます。

国保年金課
055-948-2905
市役所伊豆長岡庁舎

高額療養費支給制度

国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者で、同じ月内に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分の自己負担額を申請することで、払い戻しを受けることができます。払い戻しの対象となった場合、市から申請書が送付されます。

国保年金課
055-948-2905
市役所伊豆長岡庁舎

第三者による傷病届出制度

国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者が、交通事故などの他人(加害者)の行為によりケガをしたり、病気になったりして治療を受けた場合、保険者(市町村)が立て替えた治療費を加害者本人や加害者が加入している自賠責保険、任意保険へ請求することになりますので、必ず市役所窓口(国保年金課)へ届出をしてください。

国保年金課
055-948-2905
市役所伊豆長岡庁舎

● 障がい者に関する支援

障がい福祉サービス制度

障害のある方が自らサービスを選択し、サービス提供事業者との契約によりサービスを利用するしくみ「自立支援給付」は、介護給付、訓練給付、地域相談支援給付があり、利用者は原則費用の1割を負担します。「地域生活支援事業」は、地域の実情や利用者の能力や適性に応じ、障害のある方が自立した日常生活や社会生活が営むことができるよう、住民に身近な市町村が中心となり実施する事業です。

障がい福祉課
0558-76-8007
市役所大仁庁舎

障害者手帳の取得

障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)の説明と手続きを案内します。

障がい福祉課
0558-76-8007
市役所大仁庁舎

● 子どもに関する支援

一時預かり事業

保護者の勤務形態や緊急・一時的理由、私的理由などにより、ご家庭で保育することが一時的に困難になった乳幼児(生後11か月から)を、保育園の専用室で一時的に保育する事業です。

幼児教育課
055-948-1447
あやめ会館

放課後児童教室

伊豆の国市の小学校に就学している児童を対象に、下校後に保護者が就労などで家庭にいない場合に、放課後の安全な遊び場を提供するところです。

学校教育課
055-948-1444
あやめ会館

就学援助費制度

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、要保護者、準要保護者に該当される方に必要な援助(就学援助)を行っています。

学校教育課
055-948-1444
あやめ会館

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣

犯罪被害者等となった児童・生徒の在籍する学校に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣します。

学校教育課
055-948-1444
あやめ会館

災害共済給付金の手続き

学校管理下で発生した暴力行為等の犯罪被害により犯罪被害者等となった児童・生徒に対し、災害共済給付金(独立行政法人日本スポーツ振興センター)への手続きを行います。

学校教育課
055-948-1444
あやめ会館

子育てに関する相談

犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う子ども・子育てに関する相談対応を行います。

こども家庭課
0558-76-8008
市役所大仁庁舎

● 居住の安定

市営住宅に関する情報提供・入居相談

犯罪行為により自宅に住めなくなった犯罪被害者等に対し、市営住宅に関する情報提供や入居相談を行います。

管財営繕課
055-948-1451
市役所伊豆長岡庁舎

公営住宅への一時入居

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等が、住宅に困窮する場合、提供可能住戸があるときに限り、公募によらず県営住宅への入居を許可します(入居期間は原則として1年まで)。

静岡県くらし・環境部
建築住宅局公営住宅課
054-221-3088

主な相談窓口

■ 伊豆の国市 犯罪被害者等支援相談窓口(伊豆の国市役所社会福祉課)

受付時間 平日9時～16時(祝休日除く)

電話 0558-76-8036

■ 静岡県警察 警察本部警察相談課犯罪被害者支援室

受付時間 平日8時30分～17時15分(祝休日除く)

電話 054-271-0110

■ 認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター

受付時間 平日10時～16時(祝休日除く)



電話 054-651-1011

■ 静岡県性暴力被害者支援センターSORA インターネット相談(SORA チャット)

受付時間 24時間受付



電話 054-255-8710